

(学生の皆さんへ) 三重県緊急事態措置 ver.2 を踏まえた本学の対応について

5月4日、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において「基本的対処方針」が決まり、その趣旨を踏まえ、5月5日、三重県知事による「三重県緊急事態措置」ver.2が発出されました。このことにより、5月31日までの間、県内の大学等高等教育機関に出されていた休業要請は解除されることになりました。

今後は全国に拡大している国の緊急事態宣言が一部で解かれることも予想されますが、本学においては、より安全を期すために、すでに学生の皆さんに連絡しましたとおり、5月末まで遠隔授業を計画どおり継続し、通常授業の開始は6月1日(月)といたします。

この間、本学においては、6月からの通常授業に備えて、より一層安全な教育活動が行えるよう準備を進めます。

また、今後の県内の状況を踏まえて、一部において、学科コース学年等を分散して対面授業等を行うことも検討していますので、学生の皆さんには本学からの連絡に注意してください。

さらに、依然として感染の危険は私たちの周囲に在りますので、学生の皆さんには慎重な行動を続けるとともに、朝の検温や体調チェックなど健康面には十分な留意をお願いします。

なお、三重県緊急事態措置が解除された場合は即座に改めてその後の対応について連絡させていただきます。